

（別添）第4回福祉施策審議会 重点審議事項

○第2期流山市成年後見利用促進基本計画（案）の策定について

以下2点について、今後の計画の充実につなげていくため、ご意見をいただきたい。

①これまでも成年後見制度や相談窓口について講演会やチラシ、出前講座で周知を行ってきましたが、市民への浸透が課題となっています。市民が興味を持ち、知りたいと思うような周知方法や講演テーマなどについて幅広くご意見を願います。

②今後成年後見人等の担い手不足が見込まれるため、市民後見人の養成を進めるに当たり、市民の立場から見た心理的なハードルや、安心して活動いただくために必要な支援についてご意見を願います。

（用語解説）

市民後見人

一般市民が成年後見人となり、認知症等により判断能力が不十分な方の財産管理等の後見執務にあたること。市民後見人は弁護士や司法書士、社会福祉士等の資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた市民のなかから、家庭裁判所の審判により選任される。